◇**工業標準化法第六十九条第一項の主務大臣等を定める政令の一部を改正する政令**（政令第二五八号）（経済産業省）

1　題名

政令の題名を「産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣を定める政令」とすることとした。

2　電磁的記録に係る産業標準についての主務大臣

産業標準化法（以下「法」という。）第七二条第一項第二号の政令で定める主務大臣は、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であって、当該電磁的記録の作成の事業を所管する大臣とすることとした。（第二条関係）

3　役務に係る産業標準に関する事項についての主務大臣

法第七二条第一項第五号の政令で定める主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であって、当該役務の提供の事業を所管する大臣とすることとした。（第五条関係）

4　経営管理の方法に係る産業標準に関する事項についての主務大臣

法第七二条第一項第六号の政令で定める主務大臣は、次のとおりとすることとした。（第六条関係）

㈠　法第七二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であって、当該経営管理の方法を用いることが見込まれる事業を所管する大臣。

㈡　法第七二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項のうち、業種に普遍的な経営管理の方法については経済産業大臣。

5　施行期日

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三一年七月一日）から施行することとした。

◇**工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二五九号）（経済産業省）

1　題名

政令の題名を「産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令」とすることとした。

2　認定産業作成機関の認定の有効期間

認定産業標準作成機関の認定の有効期間を三年とすることとした。（第一条関係）

3　権限の委任

電磁的記録及び役務の日本産業規格への適合性の認証を行う認証機関の登録等に係る経済産業大臣の権限に属する事項を、経済産業局長に委任することとした。（第四条関係）

4　施行期日

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三一年七月一日）から施行することとした。

政　令

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十四号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年九月二十五日とする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十五号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項及び第三十四条第二項並びに同法第三十五条及び第三十五条の二（これらの規定を同法第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第五十六条の二第一項ただし書、第八十六条の七第一項、第九十二条、第九十七条の二第四項並びに第九十七条の六、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十三条及び第三十六条、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十八条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号に次のように加える。

へ　宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第三項第六号及び第百三十七条の八において「宅配ボックス設置部分」という。）